

5 数値目標

〇ごみ処理に関する目標値

■ 総ごみ排出量

令和 4 (2022) 年度

38,930 t /年

5,305 t
減量!
(13.6%減)

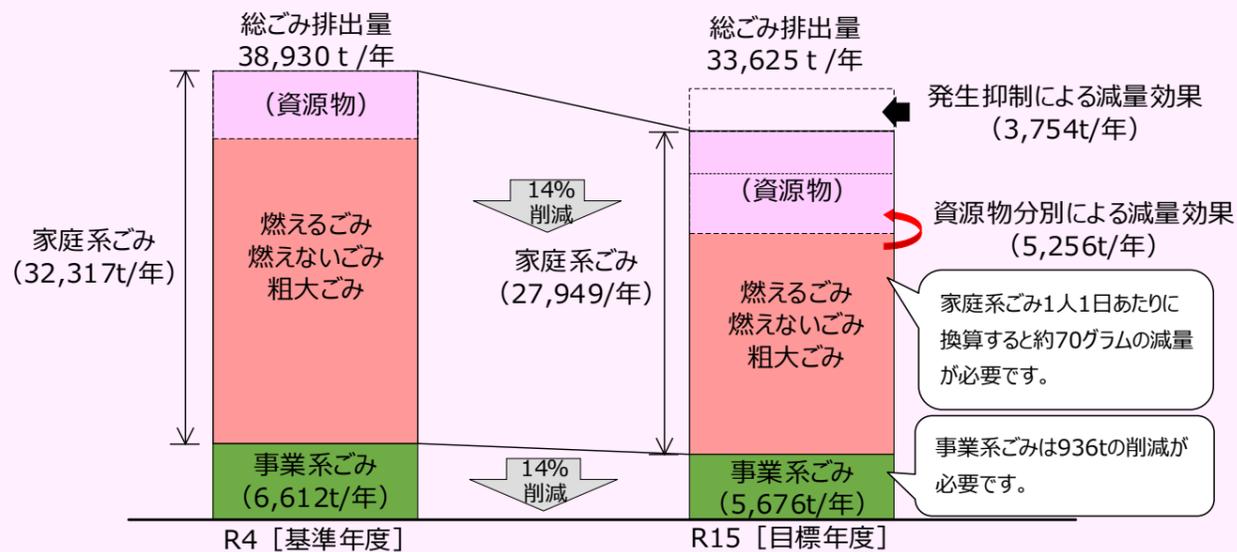
令和 15 (2033) 年度

33,625 t /年

〇ごみ処理に関する指標

指標	令和 4 (2022) 年度	令和 15 (2033) 年度	増減量
総ごみ 1 人 1 日あたり排出量 (資源物含む)	834g/人・日	749g/人・日	85g/人・日減 10%減
総ごみ 1 人 1 日あたり排出量 (資源物除く)	708g/人・日	550g/人・日	158g/人・日減 22%減
家庭系ごみ 1 人 1 日あたり排出量 (資源物含む)	692g/人・日	623g/人・日	69g/人・日減 10%減
家庭系ごみ 1 人 1 日あたり排出量 (資源物除く)	566g/人・日	423g/人・日	143g/人・日減 25%減
資源化率	16.2%	27.8%	11.6%増
事業系ごみ排出量	6,612 t/年	5,676 t/年	936 t 減 14%減

〇ごみの発生抑制・資源物分別効果のイメージ



毎日の小さな積み重ねが大きなごみ減量につながります。

食品ロスを減らしましょう。

- ・お茶碗一杯のごはん：約 200g
- ・8 枚切り食パン 1 枚：約 44g
- ・レタスの葉 1 枚：約 7g

資源分別を徹底しましょう。

- ・350ml アルミ缶：約 15g
- ・500ml ペットボトル：約 30g
- ・お菓子の空き箱：約 15g

市民・事業者・行政の 3 者が協働して、施策や取り組みを「実践」し、ごみの減量や資源化効果を「実感」することで、計画目標の「実現」を目指しましょう。

令和 6 年度～15 年度 (2024 年度～2033 年度) 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画概要版)

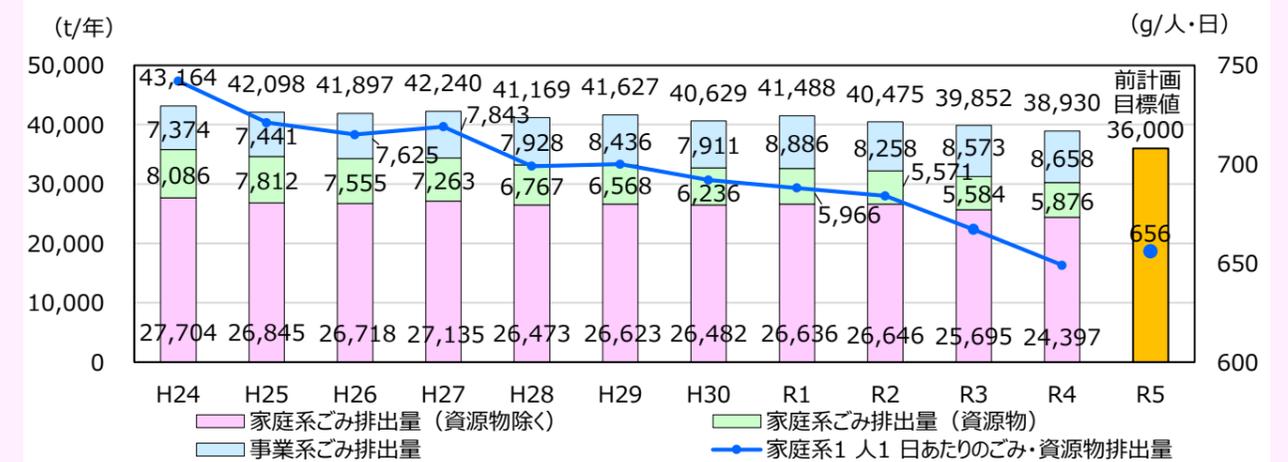
1 基本的事項

本計画は、長期的・総合的視点に立ち、ごみ及び生活排水に関する基本方針を定めるものです。更なる循環型社会形成を図ることを目的とし、これまでに実施した施策の取り組み状況や課題を踏まえ、廃棄物処理を取り巻く指針や社会情勢を見据えながら、新たに目標や施策を設定し、策定します。また、食品ロス削減推進計画としても位置付けます。

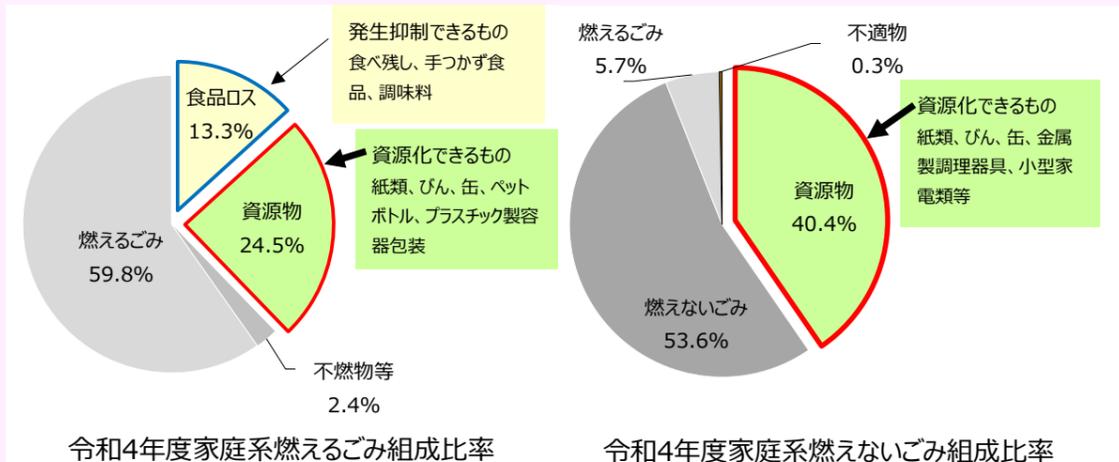
2 ごみ処理の現状と課題

現状

- 家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量は減少していますが、前計画の目標値 (36,000t) の達成には至らない見込みです。
- 家庭系 1 人 1 日あたりのごみ・資源物排出量は、参考目標値 (656g/人・日) を達成する見込みです。



- 家庭系ごみの中には、発生抑制できるもの、資源化できるものが含まれている状況です。



課題

- ・ごみの減量を自らの責任と捉えた自主的な行動と意識改革・協働の継続
- ・家庭系ごみの発生抑制の推進
- ・家庭系ごみに含まれる資源物の分別徹底
- ・あらゆるプラスチック資源の有効活用
- ・食品廃棄物の削減
- ・事業系ごみの発生抑制
- ・適正な収集運搬・処理処分体制の確保

3 基本理念

「実践×実感×実現 ごみを減らして資源を循環させるまち せと」

ごみの発生抑制や資源循環を促進する行動を「実践」し、ごみ減量や資源化を「実感」することで、ごみを減らして資源を循環させるまちの「実現」を目指します。

4 基本方針及び目標達成に向けた施策 基本方針は以下の3つとし、施策を推進していきます。

基本方針 1 発生抑制の行動促進

施策Ⅰ ごみを出さない行動の促進

- ①ごみを出さない消費行動の促進
ごみを出さない消費行動の考え方の普及・啓発
具体的な消費行動の紹介
- ②容器包装の発生抑制
簡易包装商品の選択やマイバック持参の啓発、レジ袋削減の取り組み推進

施策Ⅱ 長期利用の促進

- ①長期利用の取り組み
長期利用に目を向けるきっかけ作り
長期利用に関する情報提供、啓発

施策Ⅲ 家庭から出る食品ロス・生ごみの削減の促進

- ①家庭から出る食品ロス・生ごみの発生抑制・減量方法の普及・促進
無駄のない購買行動の普及啓発
生ごみの「3キリ運動」の推進
エコ・クッキングの推進
フードバンクなどの活用
30(さんまる)・10(いちまる)運動の推進
- ②生ごみ減量に取り組む家庭・地域への支援
生ごみ減量に取り組む家庭・地域への支援施策の継続
生ごみを減量する方法の普及・啓発

食品ロス削減推進
計画に掲げた施策

施策Ⅳ 再利用（リユース）の促進

- ①リユース情報の提供・普及啓発
リユースに係る情報の積極的な発信
事業者との連携
- ②リユース事業の展開
イベントの情報提供・開催

施策Ⅴ 環境教育の実施

- ①環境教育の充実
環境教育、人材育成の場の提供
環境教育の実践

基本方針 2 リサイクルの推進

施策Ⅰ 資源物分別ルールの徹底

- ①ごみ分別に係る積極的な情報発信
媒体を最大限に活用した啓発資料の充実（紙媒体、web 媒体、マスメディア、対面形式 など）
- ②転入者・外国人などへの啓発の実施
機会や対象を適切に捉えた情報提供
- ③違反ごみ対策の実施
パトロールの実施
ごみ出しルールを知らない又は守らない排出者への指導

施策Ⅱ あらゆる資源回収機会の活用

- ①事業者と連携した資源回収の普及促進
資源回収ステーションの設置支援
資源回収ステーションの利用促進に向けた情報提供
- ②集団回収の促進
奨励金制度の効果検証、点検
効果的な奨励金制度の継続
- ③資源回収拠点の充実
既存の拠点への持込可能品目の拡大
資源回収拠点利用に対する啓発
資源回収拠点の新設の検討

施策Ⅲ 資源物取扱品目拡充に向けた検討

- ①現在の資源回収体制の見直し
リサイクル技術の進歩や生活スタイルの変化に合わせた資源回収体制の見直し
- ②「プラスチック資源」の分別収集の検討
「プラスチック資源」（プラスチック製品含む）の分別収集の検討
- ③「燃えないごみ」の資源化の検討
他自治体での取り組みを調査・研究
資源化の方法の検討
- ④資源化体制の更なる強化
資源化品目の拡大の検討
回収体制の変更や品目拡大に伴うルールの整備・啓発

基本方針 3 適正処理体制の確保

施策Ⅰ 事業系一般廃棄物の適正処理の推進

- ①分別ルールの徹底
分別ルールに関する事業者への啓発・指導
- ②発生抑制の促進
ごみの減量や分別、処理に係るコストなどの情報の提供
- ③資源化の調査・研究
処理先の情報収集や積極的な情報提供

施策Ⅱ 家庭系ごみ処理費用有料化制度の継続

- ①家庭系ごみ処理費用有料化制度の効果の最大化
家庭系ごみの減量状況の分析、制度の内容と効果の点検、評価
ごみ処理手数料を含めた制度内容の見直し

施策Ⅲ 適正かつ効率的な収集運搬及び処理体制の整備

- ①集積所の適正配置等による市民サービスの向上
地域の状況等に合わせた集積所配置の検討や収集サービスの提供
- ②適正かつ効率的な収集運搬体制の構築
適正な収集運搬の実施に向けた収集業者との調整
AI や IoT を積極的に活用した収集運搬体制の構築

施策Ⅳ 中間処理・最終処分計画

- ①災害廃棄物の適正処理
周辺の市町村、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者・市民との協力体制の構築
- ②ごみ処理施設の広域化の検討を見据えた処理体制の検討
尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会でのごみ焼却施設の1施設への集約に向けた協議

施策Ⅴ 先進事例の情報収集、調査、研究

- ①先進事例の情報収集、調査、研究
収集運搬、中間処理、最終処分に関する先進事例の情報収集、調査、研究の継続